

大
写

都 計 第 14 号

令和 4 年 4 月 13 日

静岡県知事 川勝 平太 様

都市計画決定権者 静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝 平太



伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価準備書
についての意見の概要及び見解書について（送付）

静岡県環境影響評価条例施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用する同条例第22条第1項の規定に基づき、意見書の写し、意見の概要及び見解書を送付します。



担当 当 交通基盤部都市局都市計画課施設設計画班
電話番号 054-221-3204

伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価準備書についての
意見の概要と都市計画決定権者の見解

令和4年4月

静岡県

準備書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する見解

「静岡県環境影響評価条例施行規則」第35条第1項の規定により読み替えて適用される「静岡県環境影響評価条例」第21条第1項に基づく、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者により提出された意見書は9通でした。

提出された意見の概要及び見解は表1～表12に示します。

表1 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[田沢地区の]稲荷さんと北野山（天神様）は、一般常識的にいくと、ここは道路は宗教[上]、通してはよくない。山の上[へ]もっていき、富士山の見えるジオにしてほしい。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>計画ルートについては、平成29年8月から9月にかけて、住民アンケート、道路利用者アンケート、地域の団体へのヒアリングを実施するなど、事業者において、広く意見聴取を行い、集落、観光施設、わさび田、温泉源など、社会的、自然的要因と道路構造を考慮し、総合的に比較検討を行い、有識者の審議を経て決定したものです。</p>
<p>[田沢地区の]父の所有の稲荷さんと北野山（天神様）は専門家、一般常識的に動かすものではなく、山の上道路（富士山の見えるジオ）を作るほうがいいと思う。田沢の墓地の前になぜ成形になるのか？</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	
<p>私は化学物質過敏症という病気の為に、過去に補修などの小規模な工事で命が危なかったので、縦貫道は大規模な工事だから、今の都市計画案[西側ルート]1・5・1号伊豆縦貫自動車道 伊豆市～河津インター（仮称）では、命に危険が及ぶので、ルートを変更してください。一人の命、一人の人権を守るために、[ルートを]国道414のある方で、東側ルートに限らず、令和3年8月の公聴会で夫が提案したものだけでなく、5km未満のトンネルが通せるので、国土交通省でもっといい形で、私が死ななくてもよい道路にして下さい。とにかく私の身体生命に危険が及ばない、影響のない場所ルートを変更してください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	
<p>[要約書] 第3章P.16 表3.2(1) 意見番号1について 一人の命がかかっている中で、多数者が賛成したからといって、事業を進めるのは人権侵害です。 一人の命は公共の利益によって失われていいものではありません。事業の変更なくしてこの事業を進めることは、私の命を奪うことにはかなりません。国は、縦貫道に関して何かあつたら必ず教えてあげると約束したが、私の所にアンケートも住民説明会の知らせもありませんでした。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	

表2 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[要約書] P. 40 5-1 2-2 (工事用車両の運行に関する粉じんと予測結果) 320台/日 というのは私には多すぎる。呼吸困難になる。今、車がほとんど通らないので生きていられる。なのでルートを変更してください。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p> <p>妻は、化学物質過敏症という病気で、重症で、今の都市計画案のルート(西側ルート)では、呼吸困難になり死ぬことになります。</p> <p>一人の命は公共の利益によって失われていいものではありません。事業の変更なくしてこの事業を進めることは、妻の命を奪うことに他なりません。だから、ルートを変更して下さい。</p>	<p>計画ルートについては、平成29年8月から9月にかけて、住民アンケート、道路利用者アンケート、地域の団体へのヒアリングを実施するなど、事業者において、広く意見聴取を行い、集落、観光施設、わさび田、温泉源など、社会的、自然的要因と道路構造を考慮し、総合的に比較検討を行い、有識者の審議を経て決定したものです。</p>
<p>[要約書] 表4.1 専門家等の指導・助言内容 P. 26 概要について 基準が化学物質過敏症を考慮していない。なので、[選定されていない他の項目]についても現状の数値を調べてください。</p> <p>調べるからといって、今のルートでは命に関わるので身体生命に危険が及ぼない、影響を受けないところにルートを変更してください。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	
<p>[要約書 第3章] P. 17 表3.2 (2) 意見番号3と5について 二酸化硫黄及び一酸化炭素は、環境基準を大幅に下回っても、呼吸困難など起きるのが化学物質過敏症なので調べてください。PM2.5～PM1.0も上記の理由で調べてください。</p> <p>意見番号5の予測評価について、[要約書]P. 40.5.1 大気質 2-2 表 工事用車両の運行に係る粉塵等の予測結果[に]、320台/日、[予測結果が]基準値を下回っていても、[建設機械の稼働に係る粉じん等への対策について]、P39.5.1 1-3に書かれている対策では、呼吸困難になります。アセスメントで前もって対応対策してください。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、「静岡県環境影響評価技術指針」(最終改正 令和元年7月1日静岡県告示第125号の2抄) (以下、「静岡県環境影響評価技術指針」) 及び「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(最終改正 平成27年6月1日 国土交通省令第43号) (以下、「国土交通省令」)に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>二酸化硫黄及び一酸化炭素については、事業の実施により著しい影響は想定されないため、選定していません。大気質のその他の項目については、本事業では有害化学物質の使用、保管、生成等が想定されないため、選定していません。PM2.5からPM1.0については、予測手法が確立されていないことから、項目に選定していません。</p> <p>建設機械の稼働に係る粉じん等については、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。</p>

表3 意見の概要と見解

[要約書] P. 29 表 4.3 (1) [大気環境]	[要約書] P. 28 大気環境	[要約書] P. 28 大気環境
<p>環境影響評価の項目として選定しない環境要素とその理由（伊豆市～河津町）について、以下のものは選定し調査してください。国の基準を大きく下回っても、呼吸困難等になる病気ということは国はわかっているはずです。今より少しでも数値が高くなると命に関わる。</p> <p>二酸化硫黄、一酸化炭素、その他についても調べてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>二酸化硫黄及び一酸化炭素については、事業の実施により著しい影響は想定されないため、選定していません。大気質のその他の項目については、本事業では有害化学物質の使用、保管、生成等が想定されないため、選定していません。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>二酸化硫黄及び一酸化炭素については、事業の実施により著しい影響は想定されないため、選定していません。大気質のその他の項目については、本事業では有害化学物質の使用、保管、生成等が想定されないため、選定していません。PM2.5からPM1.0についても、予測手法が確立されていないことから、項目に選定していません。</p> <p>二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質及び粉じん等については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>
<p>[要約書] P. 28 大気環境</p> <p>大気質、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質は自動車の走行にのみ[環境影響評価を実施する項目として]いるが、全部の項目で調べてください。</p> <p>粉塵等[について]、建設機械の運行と資材及び機械の運用に用いる車両の運行[が環境影響評価を実施する項目として]いるが、全部の項目で調べてください。</p> <p>それと二酸化硫黄と一酸化炭素や、P. 17 表 3.2 (2)意見番号 3 大気環境 大気質のその他（静岡県環境影響評価条例の規定によると書かれている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、一酸化窒素、浮遊粉じん、炭化水素）、それと、PM2.5からPM1.0についても全部の項目で調べてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>二酸化硫黄及び一酸化炭素については、事業の実施により著しい影響は想定されないため、選定していません。大気質のその他の項目については、本事業では有害化学物質の使用、保管、生成等が想定されないため、選定していません。PM2.5からPM1.0についても、予測手法が確立されていないことから、項目に選定していません。</p> <p>二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質及び粉じん等については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、騒音、低周波音及び振動については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>

表4 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[要約書] P. 28 水環境</p> <p>水質、水の濁り[は、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置のみ環境影響評価を実施する項目としているが、それら]以外も全部調べてください。コンクリート、アスファルト、pH調整剤、土壤改良剤、ダイナマイト、塗装、油、排気ガス、凍結防止剤等工事に伴う有害物質、建設資材、建設機械、車両等の化学物質が雨、霧などにより、水の濁りだけでなく、飲用水、生活用水に入り、含まれるから、全部の項目について調べてください。</p> <p>過去に pH調整剤で重いアナフィラキシーショックを起こしているので、体に入ると命が危ないから、避けるように医師から言われています。絶対に使わないでください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、水環境については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p> <p>アルカリ性の水については、事業実施段階において、水質汚濁防止法及び静岡県の排水基準に関する条例に基づき、適切に排水を行います。</p>
<p>[要約書] P. 29 [表 4.3 (1)]水環境</p> <p>水の汚れについて調べてください。</p> <p>休憩所の供用がある、なしにかかわらず、工事により水の汚れが発生する。トンネル工事で使用する pH調整剤のことが書かれていますが、過去に食品用のpH調整剤で重いアナフィラキシーショックを起こしているので、体に入ると命が危ないから、避けるように医師から言われています。絶対に使わないでください。</p> <p>一般的な保全対策では、化学物質過敏症の私には対応策にならない。工事をしないか、私の身体生命体に影響のない所にルートを変更してください。コンクリート、アスファルト、pH調整剤、土壤改良剤、ダイナマイト、塗装、油、排気ガス、凍結防止剤等、工事に伴う有害物質、建設資材、建設機械、車両等からの化学物質が雨、霧、雪、霜等により、水の汚れだけでなく、飲用水、生活用水に入り含まれる、極微量でも体に入ったら命が危ないからです。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>水の汚れについては、水の汚れを発生させる「休憩所」の計画がなく、土地及び工作物の存在及び供用における水の汚れへの影響について想定されないこと、また、工事の実施による水の汚れ（アルカリ排水等）については、一般的な保全対策で対応できると考えられることから、項目として選定していません。</p> <p>アルカリ性の水については、事業実施段階において、水質汚濁防止法および静岡県の排水基準に関する条例に基づき、適切に排水を行います。</p>
<p>[要約書] 第3章 P. 18]</p> <p>表3.2 (3) 意見番号8,9について</p> <p>私は水道と敷地内の湧水で生活しているので、絶対に飲用水、生活用水に入らないようにしてください。pH調整剤、土壤改良剤、ダイナマイト、コンクリート、アスファルト、塗装、油、排気ガス、凍結防止剤等建設資材、建設機械、車両等からの化学物質が雨、霧等により水の汚れになるので調べてください。pH調整剤は食品用で重いアナフィラキシーショックを起こしているから、次は命が危ないから絶対避けるように医師から言われている。環境に配慮された資材でも、ダメです、使わないでください。アルカリ性の水も発生しただけでだめです、呼吸困難になる。pH調整剤、アルカリ性の水自体も危険で、それが揮発した物質が空気に含まれ、漂ってきても呼吸困難になるのでこの作業はやめてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	

表5 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>〔要約書〕 P. 29 [表 4.3 (1)水環境]</p> <p>地下水汚染について調べてください。</p> <p>対象事業の実施により地下水汚染への影響は想定されないことはない。地域の水道源の湧水の取り入れ口が工事をする場所のすぐ近くにある。私の家の敷地内の湧水にも影響があつたら困る。地下水の汚染等により、命に危険が及びます。私は水道と敷地内からの湧水で生活しているので影響ないよう絶対に極微量でも飲用水、生活用水に入らないようにしてください。土壤汚染対策法の規定に準じて対処するなど、法令等に基づき対応できる、と考えられるとあるが、この対応策は私の命に危険です。湧水処理装置、法面保護シート等通った水が駄目です。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>地下水汚染については、対象事業実施区域及びその周辺には、汚染土壤及び地下水汚染の記録がなく、対象事業の実施により地下水汚染への影響は懸念されないことから、項目として選定していません。</p>
<p>〔要約書〕 P. 30 表 4.3 (2) 土壌環境</p> <p>土壤汚染について調べてください。</p> <p>化学物質過敏症の私には、一般的な保全対策では身体生命にかかわるから対応策にならないのです。工事実施中に私に何か影響があつてはいけないので調べてください。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>対象事業では、対象事業実施区域及びその周辺には、汚染土壤及び地下水汚染の記録がなく、土壤汚染に係る物質を使用する施設計画がないこと、また、工事の実施における土壤汚染については、「土壤汚染対策法」の規定に準じて対応するなど一般的な保全対策で対応できると考えられることから、項目として選定していません。</p>
<p>〔要約書〕 P. 28 地形及び地質</p> <p>地下水、河川、その他について、[工事施工ヤードの設置、道路（地下式）の存在など、環境影響評価を実施する項目]以外も全部調べてください。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、地形及び地質については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>

表6 意見の概要と見解

[意見書]に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[要約書] P. 29 表 4.3 (1) [大気環境] 臭いについて調べてください。新しく道路を作る工事で使うものから発生する、開通後も道路や道路を利用する車両から発生するから調べてください。臭いを発生する原因が、私の命に関わる有害なものだからで、大気質としても調べてください。P. 17 表 3.2 (2) 意見番号 6 に書かれている、[アスファルト、生コン、土壤改良剤、pH調整剤、排気ガス]などです。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>臭いについては、悪臭を発生させる施設計画がないことから、項目として選定していません。</p>
<p>[要約書 第3章] P. 17 表 3.2 (2) 意見番号 6 について 【臭いについて、】工事実施段階で症状が悪化しないけないので、工事実施段階で対応対策するというのは本末転倒です。アセスメントで前もって対応対策をしてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p>
<p>[要約書] P. 29 表 4.3 (1) [大気環境] 局地風についても調べてください。工事により地形が改変し、橋脚、橋梁、トンネル等今までなかつたものができるので、施設じゃなくても局地風が発生します。それにより今まで被害がなかったところに被害が起こらないためです。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>局地風については、局地風を発生させる換気塔等の大規模な施設計画がないことから、項目として選定していません。</p>
<p>[要約書 第3章] P. 17 表 3.2 (1) 意見番号 7 について 【局地風について、】橋脚、橋梁、トンネルと今までなかつたものができるので、調べてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>土地の安定性については、事業実施段階において、必要に応じて解析を行い、切土工や路線周辺を含めた盛土等土地の安定性に留意しながら、設計基準等に従って設計及び施工の検討を行うことから、項目として選定していません。</p>
<p>[要約書] P. 30 表 4.3 (2) 土壌環境 土地の安定性について調べてください。 平成 30 年度環境影響評価方法書の審査会で委員の先生が、「砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域以上にこのルートは崩れやすく、過去に崩れている。」とお話しされた。工事の影響で崩れるのは困るから調べてください。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、廃棄物等については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>
<p>[要約書] P. 28 廃棄物等 【廃棄物等について、環境影響評価を実施する項目】以外も調べてください。以下のものも調べてください。</p> <p>工事の実施 工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置、土地又は工作物の存在及び供用、道路（地下式）の存在、道路（地表式又は堀割式）の存在、道路（嵩上式）の存在 ダイナマイト等を使った火薬の付着した残土等を運び出すと思いますが、これらが運搬車両に乗せられて移動する空気が、我が家の方に漂ってきて、呼吸困難になる、というのが理由です。</p> <p>([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、廃棄物等については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p>

表7 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[要約書] 5.1 [大気質] P. 41 3-3 <環境保全措置の検討結果> [に関して、自動車の走行による大気質への影響について、]環境保全措置はしてください。 <回避又は低減に係る評価結果> [に関して、]私にとっては対象道路と集落の離隔に配慮されていない、近すぎます。呼吸困難になります。なのでルートを変更してください。 <基準または目標との整合性に係る評価結果> [に関して、基準を大きく下回っても、私の場合は、呼吸困難になります。] ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、全ての地点において「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国総研資料第714号・土木研究所資料第4254号、令和2年9月国総研資料第1124号)(以下、「技術手法」)に基づく基準又は目標とした参考値との整合が図られていることから、環境保全措置は検討しないこととしています。また、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。</p> <p>計画ルートについては、平成29年8月から9月にかけて、住民アンケート、道路利用者アンケート、地域の団体へのヒアリングを実施するなど、事業者において、広く意見聴取を行い、集落、観光施設、わさび田、温泉源など、社会的、自然的要因と道路構造を考慮し、総合的に比較検討を行い、有識者の審議を経て決定したものです。</p>
<p>[要約書] 表3.2 (2) 5.1 大気質 P. 39 1-3 <環境保全措置の検討結果> [に関して、建設機械の稼働に係る粉じん等の影響について、]環境保全措置はしてください。 <回避又は低減に係る評価結果> [に関して、]建設機械の排出ガス対策型機械でも私は呼吸困難になります、使わないでください。私には書かれている方法対策をしても呼吸困難になり命が危ない。 <基準または目標との整合性に係る評価結果> [に関して、]基準を大きく下回っても、私の場合は、呼吸困難になります。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、建設機械の稼働に係る粉じん等の予測結果は、全ての地点において技術手法に基づく基準又は目標とした参考値との整合が図られていることから、環境保全措置は検討しないこととしています。また、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。</p>
<p>[要約書] P. 40 5-1 2-3 <環境保全措置の検討結果> [に関して、工事用車両の運行による大気質への影響について、]環境保全措置はしてください。私の身体生命に危険が及ぼないようにしてください。 <回避又は低減に係る評価結果> [に関して、]私にとってはこの方法をとったとしても呼吸困難になる。 <基準または目標との整合性に係る評価結果> [に関して、基準を大きく下回っても、私の場合は、呼吸困難になります。] ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、工事用車両の運行に係る粉じん等の予測結果は、全ての地点において、技術手法に基づく基準又は目標とした参考値との整合が図られていることから、環境保全措置は検討しないこととしています。また、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。</p>

表3 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>[長野区に関して、]計画道路の西側のみの予測となっていますが、現地は日中、強い西風が吹くため、工事の実施に伴う粉じんが懸念されます。計画道路の東側でも予測を行い、評価を実施していただくようお願いします。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>建設機械の稼働に係る大気質の予測地域は、技術手法に基づき、それぞれ影響が的確に把握できる地点とし、予測地点付近で行われる工事のうち影響が最大と思われるものを選定しています。</p> <p>工事用車両の運行に係る大気質の予測地域は、技術手法に基づき、工事用道路となる既存道路に住居等の保全対象が存在する地域において、影響が的確に把握できる地点を選定しています。</p> <p>長野区については、予測地点「湯ヶ島」で評価しています。</p>
<p>[長野区に関して、]工事の実施（工事用車両・機械運行）に係る大気質、騒音、振動について、最も影響を受ける長野区（集落内）での予測地点がないことから、長野区内でも評価を実施願います。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>建設機械の稼働に係る大気質、騒音、振動の予測地域は、技術手法に基づき、それぞれ影響が的確に把握できる地点とし、予測地点付近で行われる工事のうち影響が最大と思われるものを選定しています。</p> <p>工事用車両の運行に係る大気質、騒音、振動の予測地域は、技術手法に基づき、工事用道路となる既存道路に住居等の保全対象が存在する地域において、影響が的確に把握できる地点を選定しています。</p> <p>長野区については、予測地点「湯ヶ島」で評価しています。</p>
<p>[長野区に関して、]供用時の騒音、振動について、最も影響を受ける長野地区（集落内）での予測地点がないことから、長野区内でも評価を実施願います。</p> <p>(〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>自動車の走行に係る騒音、振動の予測地域は、技術手法に基づき、対象道路の周辺において、供用後に住居等の保全対象が存在する地域を選定し、その中から影響が最大と思われる地点で評価しています。</p> <p>長野区については、予測地点「湯ヶ島」で評価しています。</p>
<p>長野区内では、工事の施工ヤードから発生する濁水の影響を受けると思われますが、調査地点が抽出されていないため、長野区内の河川及び影響を受けると思われる長野区内の湧水箇所についても評価を実施願います。</p>	<p>工事の実施に係る水の濁りの予測地点は、技術手法に基づき、各河川において濁水の影響を受ける地点を選定しています。</p> <p>長野区については、長野川の対象路線下流側で評価しています。</p>
<p>長野区では、日本の棚田百選「荒原の棚田」の写真撮影ポイントから評価されていますが、地元住民としては、計画道路に隣接・近接している住宅（約15軒）、田畠等からの景観が損なわれることを大変危惧しています。そのため、当該地からの予測・評価も実施願います。</p>	<p>景観への影響については、技術手法に基づき、主要な眺望点を対象に調査、予測及び評価を行っています。</p>

表9 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>〔要約書〕 第3章P.16 表3.2(1) 意見番号2について [方法書への]意見内容でお願いしたように、[二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、春夏秋冬の四季にそれぞれ1週間の連続測定と、渋滞が発生する2月から3月の桜祭りの期間、7月から9月の夏休みの期間は毎日]調べてください。 (〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の現地調査期間は、技術手法に基づき、春夏秋冬のそれぞれ1週間の連続測定としています。
<p>〔長野区に関して〕騒音について、基準値以下か否かという評価になっていますが、現況が大変静かな住環境であるため、地元住民にとっては、基準値以下であっても、影響が大きいと思われます。道路が通過する集落である長野区においては、環境基準より厳しい数値も設定し、評価を実施願います。 (〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目については、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、関係する環境影響要因を選定しています。</p> <p>騒音については、騒音に係る環境基準及び特定建設作業を伴って発生する騒音規制に関する基準に基づき評価しています。</p>
<p>〔要約書〕 P.49 5.5水質3. [工事の実施に係る水の濁りについて、]仮設沈砂池や濁水処理装置、法面保護シートを通った水も、命が危ない。 (〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	工事の実施に係る水の濁りへの影響は、環境保全措置として、仮設沈砂池、濁水処理装置の設置、裸地化の抑制を実施することにより影響は低減できると評価しています。
<p>〔茅野区に関して〕まず最初に、私たちは本計画が一日でも早く実現することを熱望するものであります、自然環境や安全に配慮したものであることは言うまでもありません。</p> <p>最初に景観について、私たちの住む茅野区の浄蓮の滝駅車場・茅野の棚田・鉢窪山等について展望変化が生じるとありますが、その影響は少ないとされています。鉢窪山には、現在ふもとから頂上まで作業道と遊歩道の2本の道があります。このうち遊歩道は、世界ジオパーク認定を受けてからはジオサイトとして一段と注目を集め、近隣からのハイカーも多く見られるようになりました。しかしながらこの遊歩道を掘削により大きな構造物で横断することは景観上は大きな問題だと考えられます。遊歩道についても確実に機能回復をお願いするとともに、自然環境にマッチした景観対策を講じていただきたい。 (〔 〕書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	はちくぼ遊歩道への影響は、環境保全措置として、移動経路の確保（オーバープリッジ、ボックスカルパート、横断歩道等の設置）等を実施することにより、事業者により実行可能な範囲内できることなく回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。

表10 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>伊豆市管内のわさび栽培については、平成30年3月に「静岡水わさびの伝統栽培」として世界農業遺産に認定され、日頃から生産基盤の維持、農業を主とする産業振興、さらには地域の持続的な発展につながるよう関係団体とともに取り組んでいるところです。</p> <p>わさびの生産に当たっては、他の農作物以上にきめ細かな生育条件の確保が必要となるため、環境保全の見地から、次の事項について意見を申し上げます。</p> <p>わさび生産には良好な水質（河川、湧水、地下水）が必要であるため、水量調査だけではなく、わさび生産に係る河川や沢等（わさび田に入るまたは取り込む水）に対しては、各圃場団地の各入水口に特にきめ細かな水質調査をお願いします。</p> <p>調査内容としては、現水量や水温、生活的かつ健康的に影響のある水質、水脈はもちろんのこと、わさび生産に必要な養分についても、現在と工事中、供用後の比較ができるよう調査をお願いします。</p> <p>また、工事に伴いわさび田に悪水（例：にごり水や降雨直後の水）が流入すると収穫物の腐敗につながるため、生産に影響のない場所に仮沈砂池を設けるなど対策を講じた上で、工事着手前には利害関係者に対する丁寧な説明をお願いします。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、道路事業の環境影響評価を行う場合の一般的な手法により予測・評価を行っており、環境影響評価の項目は、静岡県環境影響評価技術指針及び国土交通省令にも基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響要因による影響が懸念される環境要素に係る項目を選定しています。</p> <p>わさび田を含む水質、地下水、河川への影響については、環境保全措置を実施することにより影響を低減できると評価しております。</p> <p>なお、河川の項目については、事後調査を行うこととしています。</p> <p>事業実施段階においては、必要に応じて住民等への説明を行います。</p>
<p>河川環境の維持及び有事の際の対応について</p> <p>わさび生産には、前途のとおり、良好な水質、適切な流量に加え、適切な水温（8～18度かつ周年の温度差が少ないこと）が必須です。各わさび生産者は、現在の栽培環境に合わせた栽培管理（栽培時期や品種の選定）を行っているため、道路・付属物、道路整備による地形改変等に伴い、生育条件が変わらないよう慎重な対応をお願いします。</p> <p>また、工事による生育条件の著しい変化が確認され、わさび生産が困難となる場合には、各生産者に対して、補償・代替地確保等の対応をお願いします。対応を講じる際には、むやみに圃場設定や水の確保（寄せ集めも含め）をするのではなく、環境評価や栽培の状況を参考に、産地と意見交換をしながら対応をお願いします。</p>	
<p>河津町大鍋で、ワサビを生産しています。</p> <p>伊豆縦貫道の予定区域に、ワサビ沢があり、湧水および大鍋川の水を利用し、栽培しています。</p> <p>トンネル、高架橋の工事により、湧水の減水、大鍋川の濁り水の進入により、栽培ができなくなるおそれがあります。それに対しての【補償】などの説明をお願いしたい。</p> <p>工事をはじめると何年も掛かると思うのですが、その掛かった分の【補償】などしていただけるのでしょうか？</p> <p>ワサビ栽培ができなくなると生活ができなくなるので、考慮していただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。</p>	
<p>([]書きは、都市計画決定権者による補正を示します。)</p>	

表11 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>日照阻害への調査・対応について わさび生産には、強い光は必要としないものの、ある程度の日射量が必須です。 圃場内のハンノキや寒冷紗及び周辺の立木などを利用して、必要な日射量を確保しています。道路・付属物、道路整備に伴う伐採などの地形改変等に伴い、日射量や日照時間、日照が当たる方角や角度、気温変化等について、きめ細やかな調査及び対応をお願いします。 また、圃場及び圃場周辺に整備される道路や水路といった構造物による直接的な影響と道路・付属物などによる反射等の間接的な影響についてもきめ細やかな調査及び対応をお願いします。</p>	<p>日照への影響については、技術手法に基づき、住居等を対象に調査、予測及び評価を行っています。 農作物については、住居等に含まれないため、環境影響評価における日照阻害の検討対象としておりません。 事業実施段階においては、必要に応じて住民等への説明を行います。</p>
<p>[河津 ICに関して、]日照の問題ですが、只今の時点で(令和4年1月9日)AM7:17にランプ橋の下から日の出 AM7:57 ランプ橋に隠れる AM8:49 ランプ橋の上に日が登る約1時間弱日がささない。まして天城方面からインターへつながると家のすぐ前がランプ橋なので、もっともっと日照不足になるのでハウス内の作物や日常生活に日が当たらなくなり支障が出るので何とかしてもらいたいです。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	
<p>[長野地区に関して、]長野区の調査地点について、「高架・橋梁の端から東側24.0mの位置の住居」のみで冬至日の予測となっています。しかしながら、周辺には田畠もあることから、1年を通じての日照不足による農作物への影響についても評価を実施願います。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	
<p>[要約書] 第3章 P.17 表3.2 (2) 意見番号4について [トンネル工事の]掘削方法はダイナマイトを使うと[聞いています]。一般的な保全対策では、私にとっては対策にならない、呼吸困難になるので調べてください。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>トンネル工事の掘削方法については、事業実施段階での各種調査に基づき、その規模や地質、周辺の環境などを踏まえ、掘削方法を選定します。 地質が硬くて機械掘削ができない場合は、発破掘削を検討しますが、一般的な保全対策として、発破の工法等の選択による影響の低減、必要に応じた防音扉の設置などを事業実施段階で検討します。</p>
<p>[要約書] 第3章 P.18 表3.2 (3) 意見番号10について 環境に配慮された土壌改良材、資材でもダメです。使わないでください。呼吸困難になります。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>土壌改良剤等の使用については、事業実施段階において、環境に配慮した資材の採用を検討します。</p>

表12 意見の概要と見解

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>【要約】第3章P.17、表3.2(3)意見番号11について 今以上に電磁波が増えないようにしてください。私は重症だから、これ以上病気がひどくならないよう生活の中で電磁波も避けるよう医師から言われています。今以上に電磁波を発生させる施設、携帯の基地局や高圧線などを設置しないでください。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>現段階で電磁波を発生させる施設計画は想定していないため、配慮項目としても選定していません。</p>
<p>[茅野地区に関して、]自然災害の記録の記述がありますが、記憶で日付は不確かではありますが、平成16年の6月か7月だったと思います。当地域に大雨が降りました。茅野区では道路のアスファルトがめくれ、120cmも掘り起こされ、床下・床上浸水や倉庫が流されたり、自力で脱出不可能で消防に助け出された事例があります。しかしながら、この時期の豪雨の記録はありません。もともと鉢程山には、大雨の時に災害に気を付けるよう火口に排水溝を手堀りしたりした歴史があります。後々想定外の雨水であった等のことの無いように再度調査想定をして、安全性を確保していただきたい。 ([]書きは、都市計画決定権者による補足を示します。)</p>	<p>事業実施段階において、設計基準等に従って設計及び施工の検討を行い、十分安全性を確保した道路とします。</p>